

ちふり友の会規約

第1条

本会は那須ちふり湖カントリークラブ「友の会」（略称「ちふり友の会」）と言います。

第2条

本会の事務局は、那須ちふり湖カントリークラブ内に置きます。

第3条

本会の運営はすべて事務局で行います。事務局長には那須ちふり湖カントリークラブの総支配人があたり運営の総責任者となるものとします。

第4条

本会は健全なるゴルフの普及発展と品格・エチケット・マナーの向上に努めると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第5条

1. 本会の会員とは、那須ちふり湖カントリークラブの入会承諾があってなおかつ入会申込み手続きを行い、年会費の払い込みを完了した者としてします。
2. 一旦納入した年会費は、理由の如何を問わず返還しません。
3.
 - ① 会員は別に定める会員料金にてプレーすることができます。
 - ② プレーを希望する場合は、会員であることを申し出の上、前もって必ず予約してください。
 - ③ プレーは、1組2名以上とします。（1名での予約・プレーは状況に応じて可能）
4. 会員の資格を行使できる期間は、次の通りとします。（但し、本会は永続的に継続するものではありません）
 - ① 法人会員は、前記1の手続きを完了した日から当該日を含む年の営業終了日まで。
 - ② 個人会員は、前記1の手続きを完了した日から翌年の当該日に相当する日の前日まで。
5. 会員が次の各号に該当する時は、事務局において会員資格の停止または除名することができるものとします。
 - ① 本会及び那須ちふり湖カントリークラブの名誉を棄損し又は秩序を乱したとき。
 - ② 本規約その他規則に違反したとき。
 - ③ その他、処分を適当とする行為があったとき。
6. 会員は次の各号に該当する場合に資格を失います。
 - ① 会員期間を満了したとき。
 - ② 退会・除名・死亡のとき。